私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成13年12月14日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審判手続きを行ってきたところ、平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、棄却され、最高裁判所へ上告していたが、平成24年２月20日最高裁判所から上告棄却の通知を受け、課徴金の納付を命ずる審決が確定したものである。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月７日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年４月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三井住友建設株式会社　代表取締役　則久　芳行　東京都中央区佃２－１－６　国土交通大臣許可（般・特―23）第200号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間

4　処分の原因となった事実　住友建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成13年12月14日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審判手続きを行ってきたところ、平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、棄却され、最高裁判所へ上告していたが、平成24年２月20日最高裁判所から上告棄却の通知を受け、課徴金の納付を命ずる審決が確定したものである。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。三井住友建設株式会社は、平成15年４月１日付け会社合併により、住友建設株式会社から土木工事業に関する営業を承継していることから、建設業法第28条第３項の規定に基づき三井住友建設株式会社に対して営業の停止を命ずるものである。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月７日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　処分をした年月日　平成24年４月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社植木組　代表取締役　植木　義明　新潟県柏崎市新橋２番８号　国土交通大臣許可（般・特―21）第2805号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年５月８日から同年同月22日までの15日間

4　処分の原因となった事実　株式会社植木組は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事において、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成13年12月14日に課徴金納付命令を受けた。同社は、これを不服として審判請求を行ってきたところ、平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成22年１月29日に請求が棄却されたため、最高裁判所へ上告していたが、平成24年２月20日に上告を棄却する決定がされ、課徴金の納付を命ずる審決が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月７日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成24年４月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社奥村組　奥村太加典　大阪府大阪市阿倍野区松崎町２－２－２　国土交通大臣許可（特―19）第2200号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。